



VENTFORET KOFU

第23回 がんばれ!ヴァンフォーレ甲府

定期預金

店頭表示
金利の最高
10倍!
10年お預入れした場合
平成29年7月3日現在

ヴァンフォーレ甲府とサポーターを応援する定期預金です。

お取扱い期間

平成29年7月3日(月)～
平成29年9月29日(金)



未成年者の方は証書でのお取扱いとなります。

サポーターへの応援

据置期間(6か月)経過後は、全部または一部払戻しができる、半年複利の新型複利定期預金にプレミアム金利を適用いたします。

ヴァンフォーレ甲府への応援

取扱期間中にご契約いただいた第23回「がんばれ! ヴァンフォーレ甲府」定期預金の預金総額の0.02%を、チーム強化資金として「ヴァンフォーレ甲府」に寄贈いたします。寄贈の上限は100万円とさせていただきます。お客さまのご負担はございません。





第23回
がんばれ!
ヴァンフォーレ甲府

定期預金

お預け入れ期間		お預け入れ期間	
5年以上6年未満	0.050%	10年	0.100%
4年以上5年未満	0.040%		
3年以上4年未満	0.030%	9年以上10年未満	0.090%
2年以上3年未満	0.020%	8年以上9年未満	0.080%
1年以上2年未満	0.010%	7年以上8年未満	0.070%
6か月以上1年未満	0.010%	6年以上7年未満	0.060%

ヴァンフォーレ甲府への寄贈

取扱期間中にご契約いただいた第23回“がんばれ! ヴァンフォーレ甲府”定期預金の預金総額の0.02%を“ヴァンフォーレ甲府”に寄贈いたします。寄贈の上限は100万円とさせていただきます。お客さまのご負担はございません。

ご利用いただける方		個人のお客さま		
お預け入れ期間		最長10年(据置期間6か月) お預け入れ時のお申し出により自動継続(元金成長型、利息受取型)をご利用いただけます。		
お預け入れ金額		1万円以上(1円単位)		
払戻しの方法		・最長預入期限以後に一括して払戻しいたします。 ・据置期間経過後は、この預金の全部または一部について払戻すことができます。 ・一部払戻しは、1万円以上1円単位で何回でも払戻しができます。 ただし、一部払戻し可能額は、一部払戻し後の残高が1万円を下回らない金額までとします。		
お利息	適用金利	・上記記載の利率(自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示の利率)を下記お預け入れ期間の区分に従い約定利率として最長預入期限まで適用いたします。 ・一部払戻し後の利率は、一部払戻しをした日以後、一部払戻し後の残高について、下記のお預け入れ期間に応じた表面記載の利率(自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示の利率)を約定利率として適用いたします。 ・据置期間経過後に全部または一部について払戻しを行った時は、払戻しを行った元金部分については、お預け入れ日から払戻し日の前日までの下記のお預け入れ期間に応じた利率が適用されます。なお、一部払戻しによって約定利率が変更になった場合は、約定利率が変更した前後により分かち計算をいたします。		
		お預け入れ期間 ア. 6か月以上1年未満 イ. 1年以上2年未満 ウ. 2年以上3年未満 エ. 3年以上4年未満 オ. 4年以上5年未満 カ. 5年以上6年未満 キ. 6年以上7年未満 ク. 7年以上8年未満 ケ. 8年以上9年未満 コ. 9年以上10年未満 サ. 10年		
	利払方法	お預け入れ時のお申し出により最長預入期限以後(自動継続扱いの場合は最長預入期限)に一括してお支払いまたは元金組入れいたします。なお、最長預入期限前に全部または一部払戻しをする時のお利息は、払戻し時にお支払いいたします。		
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6か月ごとの複利計算といたします。		
手数料		-		
付加できる特約事項		・自動継続扱いのものを総合口座の担保とすることができます(未成年の方はご利用いただけません)。 ・貸越利率は担保定期預金のお預け入れ日(自動継続をした場合は継続日)におけるお預け入れ金額に応じた最長預入期限10年の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。 ・マル優をご利用いただけます。		
中途解約時のお取扱い		お預け入れ日(自動継続扱いの場合は継続日)の6か月後の応当日の前日まで(据置期間中)に解約される場合は、お預け入れ日(自動継続扱いの場合は継続日)から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。		
金利情報の入手方法		店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へお問い合わせください。		
苦情処理措置		本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部内お客さま意見・要望窓口(9時～17時、電話:0120-115-240)にお申し出ください。		
紛争解決措置		山梨県弁護士会民事紛争処理センター(電話:055-235-7202)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部内お客さま意見・要望窓口、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。		
その他参考となる事項		・最長預入期限以後のお利息は、最長預入期限から払戻日の前日または最長預入期限から書替日の前日までの日数について、払戻日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。		

※店頭に「説明書」をご用意しております。詳しい内容につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。
(平成29年7月現在)